

福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券（初乗り運賃相当額）を交付します。

対象

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳Ⓐ、Aの方

交付数

年間24枚

持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑

申込み

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

※平成23年度分の利用券は使用できません。残券はお返しください。

※「障害者自動車等燃料費給付」と重複して受けることはできません。

障害者の有料道路割引

通勤、通院などで有料道路を利用される障害者の方に、料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要です。

対象

- 障害者本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- 障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、重度の障害（1種）を持つ方

割引有効期間

●新規の場合

申請日から2回目の誕生日まで

●更新の場合

申請日から3回目の誕生日まで

持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・自動車を運転する方の運転免許証
 - ・登録する自動車の車検証
- ※ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものも併せて必要です。

登録・問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

児童手当の給付

対象

町に住所があり、18歳未満の児童を養育している方で、次のいずれかに該当する方

- ①父母のいずれかが死亡、または生死が明らかでない児童の保護者
- ②父母が離婚した児童の保護者
- ③その他これらに準ずると町長が認めた方

※毎年7月に町民税課税状況の審査があります。不給付に該当した場合、その年度の給付（7月から翌年6月分）は停止します。

給付額（9月・3月に給付）

児童1人につき月額2,000円

問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

自動車税などの減免

障害者が通院などに使用する自動車の取得税・自動車税がその障害の程度により減免されます。

対象

障害者または障害者と生計を一にする家族

申請（障害者1人につき1台）

○軽自動車税

平成23年度に身体障害者減免を受けている軽自動車については、減免を受けた状態に変更がない限り、自動的に継続します。

該当する方で、申請がお済みでない場合は、納税通知が届いた日から

5月24日(木)までに町税務課へ

○自動車取得税

自動車購入時に県税事務所へ

減免上限額：15万円

○自動車税

納税通知が届いた日から5月31日(木)までに県税事務所へ

減免上限額：4万5,000円

問合せ

税務課課税担当

☎62-1461

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

秩父県税事務所

☎23-2110

行政相談

町の仕事やその手続き・サービスなどについてわからないことや困りごとがある方は、お気軽にご相談ください。

日 時 4月13日(金)午後1時～3時

場 所 総合センター

相談員 塩田 壽 行政相談委員

大塚 紀子 行政相談委員

費 用 無料

問合せ 総務課行政担当

☎62-1231

法律相談

金銭、親族間、賠償問題など法律問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。（要予約）

日 時 4月20日(金)午後1時～4時

場 所 役場303会議室（3階）

対 象 町在住の方

相談員 白石 悟史 弁護士（埼玉弁護士会熊谷支部所属）

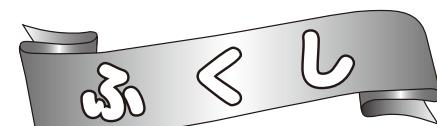
費 用 無料

予 約 総務課行政担当

☎62-1231

※相談時間は30分以内。相談者がすでに弁護人を選任・訴訟中の事案、または町が紛争当事者となる事案は相談できません。

※相談日の1週間（7日）前までに申し込みがない場合は中止します。



小児慢性特定疾患医療給付 継続申請

期 間 5月10日(木)～6月15日(金)
(土・日曜日を除く)

場 所 秩父保健所

対 象 現在受給者証をお持ちで、引き続き治療が必要な20歳未満の方

持 物 申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書
※保健所から申請に必要な書類が郵送されます。

問合せ 秩父保健所 ☎22-3824